

市第121号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に 関する条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（以下「条例」という。）について、地方税法の家屋及び償却資産（以下「家屋等」という。）であって、法人税法の減価償却資産に準じるものに対して、適切に助成金を算定し、支援できるよう改正します。

1 趣旨・目的

条例の認定事業者が家屋等を法人税法の減価償却資産として扱わない場合に対応するため

2 改正の概要

現行規定（平成30年4月1日施行分）は、認定事業者が支援対象の家屋等を法人税法に基づき一定の減価償却資産として扱う想定をしています。他方、認定事業者は、家屋等が信託法による信託財産の場合、法人税法では減価償却資産として扱わないことがあります。

このような場合も、認定事業者は、市が認定した企業立地を履行し、当該家屋等に係る固定資産税等を納税し、条例の目的である横浜市経済の活性化に寄与できることから、当該家屋等について、減価償却資産に準じて、支援する範囲及びその取得費用（投下資本額）を特定し、助成金を算定できるようにします。

なお、改正規定を適用する信託財産の範囲及びその取得費用は、規則で定めます。

3 施行予定日

令和7年4月1日